

「新潟市食の安全基本方針（第二次改定案）」

～ 意見募集結果 ～

新潟市では「新潟市食の安全基本方針」を策定し、農林水産物の生産から消費にわたる全ての段階で、食の安心・安全を確保するための総合的な取組を進めています。

このたび、平成27年度から5か年にわたる方針の見直しとして「新潟市食の安全基本方針（第二次改定案）」に対する市民の皆様の意見を募集し、結果をとりまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見等をいただいた方々には、直接回答いたしませんのでご了承ください。

【募集期間】

◆平成27年1月19日(月曜日)～2月17日(火曜日)

【提出状況】

- ◆提出意見者数 : 1名
- ◆提出方法 窓口 : 1件
- ◆提出意見数 : 1件

【結果公表日】

◆平成27年3月27日(金曜日)

【意見募集の際の資料】

◆「新潟市食の安全基本方針」第二次改定版(素案)

【結果公表場所】

上記の結果は下記の場所(閉庁日を除く)、及び新潟市のホームページ上で閲覧できます。

- ・ 市政情報室(市役所本館1階)
- ・ 保健所食の安全推進課(新潟市総合保健医療センター3階)
- ・ 各区役所の窓口(設置場所は各区役所地域課にお問い合わせください)
- ・ 食育・花育センター
- ・ 市消費生活センター(西堀ローサ内)
- ・ ほんぽーと中央図書館

【問い合わせ先】

新潟市保健所食の安全推進課管理係(新潟市総合保健医療センター3階)

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

TEL : 025-212-8223(直通) FAX : 025-246-5673

Eメールアドレス : shokanzen@city.niigata.lg.jp

【意見の概要と市の考え方】

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は次のとおりです。

○Ⅲ目的と成果指標（1件）

指摘箇所	素案	意見等	市の考え方（案）	修正
P3	目的と成果指標	<p>成果指標が市民の意識のみとなっているが、食の安全に関連する取組について、具体的な指標が設定できないか。</p> <p>例えば、農薬の適正使用指導に関連して、「市内産農産物について、基準を超える残留農薬の発生件数がゼロ」。または、食品加工に関連して「HACCPの取組について一定の割合以上」、流通段階では「食品表示違反件数を一定数以下」などの指標を設定して、その達成に向けて、必要な活動や施策を展開していくことが必要ではないか。</p>	<p>ご意見をいただいた具体的な指標設定は、現行の基本方針において既に行っております。今回、5年間の評価を行ったところ、目標を達成したのは34指標のうち15指標で、達成率は44%と低い結果でした。</p> <p>達成できなかった理由としては、個別施策の方向性の変化等によるものが多く、結論として、このような手法では、食の安心・安全の確保を総合的に評価することは難しいという判断をいたしました。</p> <p>そこで、今回の改定においては、行政・食品関連事業者・市民の3者が、それぞれの責務や役割を果たすことにより、市民の食への安心感を高めることが目指す方向性と考え、成果指標を設定しました。</p> <p>なお、施策体系に基づく具体的な取組は、各担当部署において年度ごとの目標設定を行い、実施・評価したうえで市民に公表いたします。</p> <p>ご意見をいただいた具体的な指標については、各担当部署で目標設定をする際の参考とさせていただきます。</p>	なし